

昭和三十年七月二十七日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事首藤 新八君 理事長谷川四郎君

理事山手 満男君 理事内田 常雄君

理事南 好雄君 理事永井勝次郎君

理事中崎 敏君

阿左美廣治君 秋田 大助君

小笠 公留君 菅野和太郎君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

椎名悦三郎君 野田 武夫君

淵上房太郎君 森山 欽司君

山本 勝市君 加藤 精三君

神田 博君 小平 久雄君

堀川 恭平君 村上 勇君

片島 港君 櫻井 奎夫君

多賀谷眞稔君 田中 武夫君

帆足 計君 八木 昇君

伊藤卯四郎君 菊地養之輔君

松平 忠久君

出席國務大臣 石橋 湛山君

通商産業大臣

出席政府委員 川上 爲治君

通商産業事務官(鉱山局長) 議員 加藤 清二君

委員外の出席者 議員 越田 清七君

議員 谷崎 明君

専門員 菅田清治郎君

七月二十七日

委員渡邊惣藏君辞任につき、その補

欠として櫻井奎夫君が議長の指名で

委員に選任された。

七月二十六日

輸出カナリヤの海外市場調査に関する請願(堀内一雄君紹介)(第四六一四号)

石材産業振興に関する請願(小林鶴君紹介)(第四六一五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

商工組合中央金庫の貸出金利引下げに関する陳情書(静岡県議會議長長友喜作)(第四一五号)

重油の消費規制反対等に関する陳情書(大阪市北区堂島西町一番地大阪商工會議所内近畿商工會議所連合會長杉道助)(第四一六号)

石炭鉱業合理化臨時措置法制定反対に関する陳情書外二件(若松市議會議長久保田瑞一外二名)(第四二九号)

同外三件(佐賀県東松浦郡蔽木町議會議長佐々木東外三名)(第四六二号)

北海道に石油精製工場設置の陳情書(北海道議會議長荒哲夫)(第四三〇号)

百貨店法制定反対に関する陳情書(金沢市片町株式会社大和内北陸デパートメントストア協会上田正二外五名)(第四三二一号)

特定地域総合開発事業促進に関する陳情書(岩手県町村会長依田養七)(第四六八号)

石炭鉱業合理化臨時措置法に関する陳情書(長崎市袋町長崎原石炭産業

関係市町村議会議長池田信一)(第四九二号)  
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第一一四号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案を議題として、質疑は通告順によつてこれを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 今重油ボイラーの政府原案に対して与党である民主党と進歩的役割を働いている自由党との間に修正案の話合いが進められまして、骨抜きのような修正が行われようとしております。この修正に対して政府はどうか、どうふうにか考えられているか、これを承わりたいと思つております。

先般本委員会を通りました石炭鉱業合理化法案、これは基盤となつて、この総合燃料対策であり、総合燃料対策の一環として国内石油資源開発の特殊会社もできたし、その法案を通しましたし、またその一つとしてこの重油ボイラーの制限が立法化されようとしておりますのでありまして、その基盤がくずれますならば政府の石炭鉱業の背景となつて、総合燃料対策というものがくずれてくる。その土台が狂つてくるので、それならばこの石炭合理化を

通すときに政府がいろいろ約束した消費量の問題、あるいは今後のいろいろな石炭の合理化を推進していく上における基本的なプログラムが狂つてくるのではないかと思つておりますが、その関係について明確な答弁を望みたいと思つております。

○石橋國務大臣 お尋ねでございますが、むろん提案者といつたしましては原案をどうしても御支持願いたいということをお願いするのには当然の証であります。しかしながら国会の権威によつて御修正を受けるならこれまたやむを得ませんが、実はまだ御修正になつておりませんから、とやかく先走つて意見をお尋ねのようにはいかかと思つておりますが、私が漏れ承る範囲においては、原案通りならベターであります。その御修正によりまして、大体今のお尋ねのようには総合燃料対策にさしたる支障を来たすと思つておりません。

○永井委員 これによりまして、政府の提案説明なり及び法文を貫いておる性格というものは、総合燃料対策の一環として油の規制をする、あるいは価格についても適正価格の指示ができるというふうな、こういう措置を講じて、国内資源としての石炭の需要をできるだけ増強して、こういうことが内容になつていまして、この修正案は、重油のボイラーのかわりのものがないものについては使用を禁止することができないとか、あるいは第六条において、「緊急な

用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならぬ」とか、この修正部分は、大体において、消費量の規制について強制的な面を取り除く、価格に対する政府のいろいろな行政指示というふうな面を取り除くというふうにして、このボイラーという柱だけは残しておいて、内容はすりかえてしまふ、油の消費を大いに刺激して、こう、輸入をどんどん入れて、こう、こういう性格のものに変わつてきておるのであります。こういうことになる、重油の規制による石炭の需要の増という関係の数量が狂つてくるのではないかと思つておりますが、数字的な関係はどうであるか。この修正によつて、実際に予定していた重油の規制量が減らない、重油がふえる、こういうことがないのかどうか、その点の差引勘定を明確にしてもらいたい。

○川上政府委員 こういう修正案でありますけれども、私どもの方としましては、従来の、本年度五百十萬キロリットルとすることややつていく方針でありまして、この第六条は、通産大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置をとらなければならぬ、これは先ほど申し上げましたように、やはり重油を相当規制します。どうして、緊要な方面に對しまして数量の確保ができない心配がありますし、また価格も非常に上るおそれがありますから、そういう場合に

おきましては必要な措置をとらなければならぬというふうな私どもの方は解釈いたしますので、そういたしますとほとんど変わらないのじゃないかというふうな考えでおります。

○永井委員 議事進行に關してですが、もう民主、自由兩党の修正案がまとまっておりますので、これの修正部分の提案説明を求めて、これと原案と並行して質疑をした方が、時間的に能率が上がるだろうと思っております。そうでないか、きょう一日かかってもこの法案は上らないかと思うので、一つ議事進行の立場から、そういうふうなお運びを願いたいと思っております。

○田中委員長 ちよつと速記を中止願います。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて下さい。この際お諮りをいたします。ただいまの永井君の發言通り、修正案の説明を求め、本案とあわせ審議するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めます。

ただいま南好雄君外二十六名提出、民自共同提案にかかる重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案に対する修正案が提出せられておりますので、その趣旨の説明を求めます。南好雄君。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案に対する修正案  
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条中「認めるときは、」の下に「次の各号に掲げる事項を勘案して定める基準に従い、」を加え、同条に次の三号を加える。  
一 その者が、重油以外の燃料を使用することができるボイラーを設置しているかどうか。  
二 その者の生産若しくは加工に係る製品の品質を損じ、又はその品質に与える影響のため輸出に支障を及ぼすこととなるおそれがないかどうか。  
三 その者の行う事業の操業度を著しく低下させるおそれがないかどうか。

第六条を次のように改める。  
〔緊要な用途に対する重油の確保措置〕  
第六条 通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。  
第九条中「第七条を」を「第八条」に改め、同条及び第十条をそれぞれ第十条及び第十一条とする。  
第七条及び第八条をそれぞれ第八条及び第九条とする。

第二十五条第一項の表中  
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会  
石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。

改める。  
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案に對する修正案を御説明申し上げます。

○南委員 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案に對する修正案を御説明申し上げます。

条及び第九条とし、第六条の次に次の一条を加える。  
〔審議会〕  
第七条 通商産業省に、重油ボイラー規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
2 審議会は、通商産業大臣が第二条若しくは第三条の通商産業省令を制定し、第四条に規定する基準を定め、又は第六条に規定する措置を採らうとする場合において、通商産業大臣の諮問に應ずる。  
3 審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。  
4 前三項に規定するもののほか、審議会の組織、権限及び運営に関する事項その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則第二項中「十年」を「五年」に改める。  
附則第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。  
石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。

改める。  
本文を読みます。  
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の一部

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の一部

を次のように修正する。  
第四条中「認めるときは、」の下に「次の各号に掲げる事項を勘案して定める基準に従い、」を加え、同条に次の三号を加える。  
一 その者が、重油以外の燃料を使用することができるボイラーを設置しているかどうか。  
二 その者の生産若しくは加工に係る製品の品質を損じ、又はその品質に与える影響のため輸出に支障を及ぼすこととなるおそれがないかどうか。  
三 その者の行う事業の操業度を著しく低下させるおそれがないかどうか。

第六条を次のように改める。  
〔緊要な用途に対する重油の確保措置〕  
第六条 通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。  
第九条中「第七条を」を「第八条」に改め、同条及び第十条をそれぞれ第十条及び第十一条とする。  
第七条及び第八条をそれぞれ第八条及び第九条とする。

第二十五条第一項の表中  
石油及び可燃性天然ガス資源開發審議会  
石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。

改める。  
以上であります。  
修正案の理由につきましては、ただいま朗讀いたしました通りであり、また、いささか説明を要するのは第六条中のところでありまして、この第六条

は「通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。これも書いてある通りであります。なおこの案に通商産業省設置法を改

条及び第九条とし、第六条の次に次の一条を加える。  
〔審議会〕  
第七条 通商産業省に、重油ボイラー規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
2 審議会は、通商産業大臣が第二条若しくは第三条の通商産業省令を制定し、第四条に規定する基準を定め、又は第六条に規定する措置を採らうとする場合において、通商産業大臣の諮問に應ずる。  
3 審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。  
4 前三項に規定するもののほか、審議会の組織、権限及び運営に関する事項その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則第二項中「十年」を「五年」に改める。  
附則第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。  
石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する重要事項を調査審議すること。

改める。  
は「通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。これも書いてある通りであります。なおこの案に通商産業省設置法を改

は「通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならない。これも書いてある通りであります。なおこの案に通商産業省設置法を改

正しておりますのは、ここに審議会が  
できますと、その審議会の権限事項等  
を規定しておかなければ動かぬ関係か  
ら、これにつけ加えたものでありま  
す。

いづれ案は皆様のお手元に配付いた  
しますが、どうぞ十分慎重御審議の  
上、すみやかに御可決あらんことをお  
願ひ申し上げます。

○田中委員長 右修正案に対する質疑  
の通告がありますので、順次これを許  
します。永井勝次郎君。

○永井委員 提案者にお尋ねいたしま  
す。見るところによると自由、民主  
政府三者共同の修正案のようでありま  
すから、政府の原案が間違っていたな  
ら間違っていたというところを、率直に  
政府の方から答弁を補足することも質  
問者は何らいいところではありませ  
んから、悪かったならば、原案が悪  
かったのだからこういふふうに直した  
のだというところを御答弁願ひいたし  
ます。

そこで修正案提案者にお尋ねいた  
しますが、第六条の重要な用途に対す  
る重油の供給を確保するためというの  
は、たとえばどういふものがこれに該  
当するのか、具体的な事例を一つお示  
し願ひたい。それから必要な措置とい  
うことはどういふことであるか。輸入  
量をふやせということであるかどう  
か、この点を明らかにしていただきた  
いと思ひます。

○南委員 お答え申し上げます。第六  
条の規定は書いてある通りでありまし  
て、少くとも提案者の考え方は、一種  
の訓示規定だと思ひます。緊急用途に  
対して重油の供給を確保する必要上、  
場合によっては、今御質問のありまし

たように、外貨を増加して重油を入れ  
なければならぬ場合もありましよう。  
あるいはまたそういう安易な状態では  
ないような場合においては、一部の消費  
規制も必要になってくる。いづれにい  
たしましても、通商産業大臣は緊急用  
途に対する重油の供給を確保するため  
に、あらゆる必要な措置をとらなけれ  
ばならないという、いわゆる訓示規定  
だというふうに考えております。

○永井委員 これは重油ボイラーの消  
費規正に対する案であります。それに  
対して一般的な訓示規定だというふう  
に、すべてのものにこういふものを作  
らなければならぬ。そうでなければ  
これは意味がないことだと思ひます。今  
の通りならばこれでよろしいのです。  
それに今までも必要なだけどんどん輸  
入をし、必要なだけ使ってきたので、  
そこに規制をして石炭と総合燃料の立  
場である一定の規制を与える——もち  
ろん規制という条件のときには、どんな  
ことでもやってよろしいということ  
をわれわれは考えておるのじゃなくて、  
善良な意味において、一つの安定した  
条件のもとに規制をしようというので  
あって、ただ規制のための規制をやれ  
というのではないのでありますから、趣  
旨から言うならばこんな必要はないの  
であります。ところが特にこういふ規  
定に書き改めたというところには、何  
らかの修正の趣旨の明確なものがなけ  
ればならないと思ひます。その明確な趣  
旨は何であるか。お話のように一般的  
な訓示規定だというふうなことでは了  
できません。これは具体的にどうい  
う場合のどういふことですか。

○南委員 永井さんも御承知のよう  
に、現在通産省においては重油関係に  
ついてはいろいろのむずかしい問題が  
あります。すでに相当長期にわたって  
規制もやっておるし、価格の指示も  
やっております。その効果については  
十分目的を達しておると見る人もあり  
ますし、目的を達していないと見る人  
もあります。いづれにいたしましても  
も、そういう行政指導をやっているよ  
うな場合において、根拠法規がないと  
いうのが通産省の一つの悩みであつ  
た。そこでこの際重油ボイラーの設置  
規制という問題が起きたので、その根  
拠を与えるために第六条の規定を置い  
たのであります。従ってそういうふう  
に御理解下さればけっこうです。

○永井委員 提案者の説明は何を言っ  
ておるのかわからないということに理  
解をいたします。  
時間がありせんから次に移りま  
す。第四条では「同条に次の三号を加  
える。」とありまして、一号、二号、三  
号とありますが、これは具体的にどう  
いふようなことを言うのか、一号の場  
合は具体的に何をさすのか、二号は  
どうか、三号はどうか。そしてこの  
の關係から、具体的に政府原案と修正  
案との間にどういふ消費量の差異が出  
てくるのか、その点をお示し願ひいた  
す。

御承知でもありましようが、たとえば  
染色会社の中には石炭を使うボイラー  
と重油を使うボイラーと両方持ってお  
るような場合と、重油ボイラーしか  
持っておらぬ場合とあります。これは  
セメントについてもそういう工場があ  
ります。そういうような場合に重油以  
外の燃料を使用することができるとボ  
イラーを設置しておるかどうか、こう  
いふことです。

それから「その者の生産若しくは加  
工に係る製品の品質を損じ、又はその  
品質に与える影響のため輸出に支障を  
及ぼすこととなるおそれがないかどう  
か。」これもまた重油でそういうことを  
やります場合と、石炭ボイラーに変え  
た場合に製品の品質を害したり、ある  
いは非常に価格が高くなったりして、  
そうして輸出に大きな影響を及ぼすか  
どうか、こういう事実の一つの基準で  
あります。それからもう一つは「その  
者の行う事業の操業度を著しく低下さ  
せるおそれがないかどうか。」これも  
パーセンテージです。歩どまりが一体  
どう変っていくかどうか、それもほん  
のちよつとした歩どまりか、大きな歩  
どまりか、どの程度の歩どまりに下つ  
たならばどうかというところを、一つの  
基準をこの審議会にきめていただく、  
こういうことでもあります。

○永井委員 これはもうこういふ法文  
の形式からいっても、成文としての一  
つの何かからいっても、ひどい文章だ  
と思ひます。そこで御尋ねいたします  
が、この修正の趣旨は、規制を適正に  
やらせようという趣旨にあるのか、政  
府原案の規制は非常に間違つておる、  
たとえば先日お話のあった、自由経済  
の原則に反しておる、そういう点を基

本的に直そうという趣旨からこうい  
う修正が行われたのか、修正の趣旨を  
一つ伺ひたい。

○内田委員 提案者の一人といたしま  
して、私からお答えを申し上げます。  
四条の修正案を出しました趣旨は、す  
でに原案の提出者であられる政府と、  
われわれ委員との間のたびたびの質疑  
応答で明らかになっておりますよう  
に、政府原案の四条というものは非常  
な行き過ぎである。一方において、石  
炭合理化を達成するために、総合エネ  
ルギー対策の見地から、重油の消費に  
ついて架越なる考慮を払ふ必要のある  
ことは、われわれ委員としても認めて  
参つたけれども、政府の原案という  
のは、新しく重油ボイラーを作つた  
り、あるいは混焼ボイラーを新たに重  
油しかたけない専焼ボイラーにかえる  
ことを押えるにとどまらず、すでに昭  
和二十七年以来、政府の積極的指導の  
もとに、今までの石炭ボイラーを重油  
ボイラーに直しまして、現在は石炭ボ  
イラーがない。また重油ボイラーに直  
しました結果、非常に経済効率が上り  
まして、そのために品質の改良がで  
き、そのために輸出が伸びた。こう  
いふものでも、再び政府が燃料政策の  
一貫性をくつがえして、全部また石炭  
ボイラーに直させるような、既存のも  
のであって、すでにそのために経済の  
運営がうまくいっているものを押え込  
む、さらにまた中小企業等でありまし  
て、石炭をたいだのほうではどうして  
業が成り立たないといふもので、石炭  
に変えることができないうなものも  
も、従来の四条であると押え込むよう  
なことにはか解釈できない建前になつ  
ておりました、これは行き過ぎである

○永井委員 これはもうこういふ法文  
の形式からいっても、成文としての一  
つの何かからいっても、ひどい文章だ  
と思ひます。そこで御尋ねいたします  
が、この修正の趣旨は、規制を適正に  
やらせようという趣旨にあるのか、政  
府原案の規制は非常に間違つておる、  
たとえば先日お話のあった、自由経済  
の原則に反しておる、そういう点を基

本的に直そうという趣旨からこうい  
う修正が行われたのか、修正の趣旨を  
一つ伺ひたい。

○内田委員 提案者の一人といたしま  
して、私からお答えを申し上げます。  
四条の修正案を出しました趣旨は、す  
でに原案の提出者であられる政府と、  
われわれ委員との間のたびたびの質疑  
応答で明らかになっておりますよう  
に、政府原案の四条というものは非常  
な行き過ぎである。一方において、石  
炭合理化を達成するために、総合エネ  
ルギー対策の見地から、重油の消費に  
ついて架越なる考慮を払ふ必要のある  
ことは、われわれ委員としても認めて  
参つたけれども、政府の原案という  
のは、新しく重油ボイラーを作つた  
り、あるいは混焼ボイラーを新たに重  
油しかたけない専焼ボイラーにかえる  
ことを押えるにとどまらず、すでに昭  
和二十七年以来、政府の積極的指導の  
もとに、今までの石炭ボイラーを重油  
ボイラーに直しまして、現在は石炭ボ  
イラーがない。また重油ボイラーに直  
しました結果、非常に経済効率が上り  
まして、そのために品質の改良がで  
き、そのために輸出が伸びた。こう  
いふものでも、再び政府が燃料政策の  
一貫性をくつがえして、全部また石炭  
ボイラーに直させるような、既存のも  
のであって、すでにそのために経済の  
運営がうまくいっているものを押え込  
む、さらにまた中小企業等でありまし  
て、石炭をたいだのほうではどうして  
業が成り立たないといふもので、石炭  
に変えることができないうなものも  
も、従来の四条であると押え込むよう  
なことにはか解釈できない建前になつ  
ておりました、これは行き過ぎである

○永井委員 これはもうこういふ法文  
の形式からいっても、成文としての一  
つの何かからいっても、ひどい文章だ  
と思ひます。そこで御尋ねいたします  
が、この修正の趣旨は、規制を適正に  
やらせようという趣旨にあるのか、政  
府原案の規制は非常に間違つておる、  
たとえば先日お話のあった、自由経済  
の原則に反しておる、そういう点を基

本的に直そうという趣旨からこうい  
う修正が行われたのか、修正の趣旨を  
一つ伺ひたい。

ということ、われわれ委員多くの者が認めましたために、この四条は、この法律によってねらうところは、主として新しく重油を使う道を押えて、既存の重油でやっておつてうまくいって、また今さら石炭に変えろと経済の基礎をくがえすというふうなもの、それらの根拠を十分に審議会の定める基準によって判断をして、経済運営の適正をはかろう、こういう趣旨でこれを修正したわけでありませう。

第六条につきましては、これはわれわれ委員の間に政府に対する一番不審のあった条文でございます。この条文を見ますと、これは再びここで読む必要はありませんが、しばしば問題になったように、物資供給調整法あるいは価格統制法、さらにまた総動員法にも類するような規定でありまして、重油ポイラーの設置を制限するこの法律の体系から見ても、非常に逸脱してある条文である。これをこのまま成立させるようなことになりませう、いかなる事態を生ずるかはかりしれない。ことにまたいわゆる官僚統制の弊を来たすようなことにもなるというところが一番心配されましたので、そこでわれわれはいろいろ研究をいたしました結果、この重油ポイラーの制限、あるいは重油の規制につきましては、従来ともある程度の行政指導をやつて参つてきておる。この行政指導は、われわれ自由党あるいはその他の政党、国会方面におきまして、ある程度までそのしかるゆえんを認めて参つたものでありますから、その程度の行政指導ができる範囲にいたしまして、それを逸脱するような官僚統制や物価、需給の統制ということまで入ることができな

いように、かような訂正をいたしました。この訂正をいたしました結果、この条文は決して物価統制あるいは需給統制の根拠法規と解釈されてはならないのでありまして、第五条までの間において、重油ポイラーに対する重油の使用を押える、その反面重要産業については、重油を十分に供給をして経済の運営を円滑ならしめろという、むしろサービシに重きを置いた一つの訓示規定である、かように解釈せらるべきものである、かような趣旨でございます。

○永井委員 そういたしますと、原案の規定は行き過ぎである、また実際に重油消費者に対して不当な圧迫を加えるから、それを緩和する趣旨からこの修正を行なつた。それから第六條は、行政指導で需給調整など官僚として思いつたやり方はさせない、こういう趣旨でございます、これは政府原案の立法の趣旨からは本質的に変わつてきておる。従つてこの結果、第四條におきましては、一つの消費規正をする場合の基準というものがここに具体的に示されたのでありますから、これは最初政府が示した総合燃料対策の重油規正量というものは、非常な数字の狂いがくると思ふのであります。ところが内田提案者が出席する前、こういう修正が行われても、政府としては、既定の、先般石炭合理化促進法の審議過程において示した消費規正量は断固として行つたものであつて、何ら規制を受けるものではない。支障がない、計画の変更をする必要はない、こういうことを言つたのであります。これは提案者が最もきつとるところの官僚独善のはな

はだしい答弁であつたと思うのであります。あなたが消費規正を相当緩和しなければいけないのだ、そのためにこれをやつたのだという、だから具体的な効果を上らなければ改正の趣旨はないと思ふ。それから官僚独善の方は、これは思つた通りにやるのだと言ふのであります。この間の食い違ひはここで明確にしたらならなければいけない、これによってどのくらい消費量の数字的な狂いがくるのか、これは明確にしたらならなければならぬ、ただ口先で適当にやるのだ、あるいは行政指導で適当にやるのだというふうな、口先だけの答弁ではいけないと思ふ。この段階にきて、石炭合理化の基本をなすところの、土台をなすところの一角がくずれていこうとしておるのでありますから、これについては、われわれも重大な問題だと思ふので、一つ両者から明確な説明を願ひたいと思ふ。

○内田委員 お答え申し上げます。御質問の趣旨は、石炭合理化特別措置法の趣旨を私は少しはき違えていたのではないかと思はれる点がござります。石炭合理化は、われわれも賛成するにやぶさかでない、先般の委員会及び本会議におきましても賛成をして、これを通過せしめたのであります。この法律に関する政府の説明は、石炭合理化はどうしても必要である、そのねらいは、石炭の値段を輸入燃料あるいは他のエネルギー資源と十分に太刀打ちのできるように安くすることが目標である、こういう説明を堂々と政府はなさつておるのであります。またこれに伴う資料につきましても、三年後には、輸入原油を石炭とメリットで換算

をいたしてみますと、石炭の合理化達成によつて十分輸入原油と太刀打ちができる、また輸入の石炭も太刀打ちができる、こういう資料が出てきておるのであります。石炭の合理化を達成するために重油の消費を押えるとか、あるいは重油の値段をいろいろな操作によつて上げて、消費者の犠牲に於いて石炭合理化を達成せんと、かような趣旨ではないことは政府の説明によりまして明らかであります。従つてわれわれはこの政府の説明通りに忠実に、政府の説明の限界において重油ポイラー設置の制限に関する法律を修正することは、政府の石炭合理化の趣旨を達成するよりよい方法である、かような信念を保持しておるのであります。もしいたらずに重油の制限をして一般消費者、中小企業、輸出振興を妨げたりするようなやり方をして、他方において石炭合理化を達成しようといふたしむことは、石炭合理化の真の目標を達成するゆえんではない、かやうに考えまして今回の修正案を出したのでございまして、これは石炭合理化法の趣旨と比べましても何ら矛盾はない、ということを確認いたしております。

さらにこの修正の結果、重油の使用量にいかなる影響を与えるかという御質問でありますけれども、政府の原案によりまして第二条、第三条によつて新しくポイラーが重油を使用することを押えることのほか、従来すでに平穩公然と重油ポイラーを使つて重油を消費しておるものにつきましてどこまで押えるかわかりません。これは通商産業大臣が必要と認める場合には、微量消費を除いて、重油ポイラーの改造を阻止したり、あるいは一滴の重油も供給

しないこともできる、またその消費量を減らすことができるという乱暴な規定がありまして、かようなことをやることすれば、御承知のように昨年の重油の消費量の五百三十六万キロに對しまして、ことしの政府の目標が大体五百十五万キロ、別に予備が五万キロある。さらに御承知のように先般これからのことをやるかどうかということをお確かめおきたいのであります。もしそれ石橋通産大臣が大蔵委員会に参られ、そこで言明したと伝えられること、つまり別ワグで漁業用重油を十萬キロ外貨割当をするということになりますと、五百三十万キロということ、去年とほとんど同じ消費量を予定したしておるのであります。さうな五百三十万キロの数字がなくなつて、さらに重油の消費量は減つてしまふ。ところが世論を聞いてみますと、一般の化学工業その他の方面におきましても、大体重油の消費量というものは目標をつけてもらいたい、あるいは昨年の消費量五百三十六万キロの予定をつけて、その中で化学工業も操作をするし、さらに石炭というものもその範囲内で合理化の目標を達成したいということでございます。で、今度の四条を修正して、ちやうど五百三十万キロないし五百三十六万キロというので去年の水準で十分いける、かやうに私どもは計算をいたし、また信じておるものであります。御安心願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 私どもの方でも第四條の説明に當りまして、修正案のたとえば第二号の生産、加工にかかわる製品の品質を損じたり、あるいは輸出に

非常に障害を与えるとかいようなものには、転換を勧告するよ  
うなことはしないといふことをこの前  
の委員会でも説明を申し上げておりま  
す。

またその次の操業度を非常に低下さ  
せるという場合におきまして、やはり  
転換の勧告をするということは、私ど  
ももどうかと考えております。しかし  
これは従来いろいろ説明をいたして  
参つたのでありますが、そう言うけれ  
ども、官僚体でやりはせんだらうか  
というような御心配があるというの  
で、こういうことをちゃんと書きまし  
て、そういうことを勘案して基準を  
作つて、その基準に従つてやれといふ  
ようなお話であつたのでありまして、  
私どもが従来考えておりましたことと  
そう大差はないと考へますので、これ  
は差しつかえないのではないかと  
ふうに考えております。

それから一につきましては、これは  
石炭のポイラーを持つているか持つて  
いないかということもよく調べた上で、  
しかも石炭のポイラーを持つているな  
らば、これは勧告をしてもいいではな  
いか、しかしながら石炭のポイラーを  
持つていないで、しかも施設を作ると  
きに非常に莫大な金がかかるという場  
合におきましてはどうするかというよ  
うなことよく勘案して、検討した上  
でやれというわけでございますから、  
私の方として、その点も十分  
検討した上で勧告をするといふこと  
でございますから、その点私の方として  
も差しつかえないのではないかといふ  
ふうに考えております。

○永井委員 官僚は無性格であつて、  
そのときどきの風の吹き回しで右向け

と言へば右、左向けと言へば左とい  
うような性格であることが適者生存の道  
ではあろうけれども、それにしてもあ  
まりにも無性格で、ふんどしを締め  
ているのかどうか分からない。これは口  
で言うのでありますから、どうでも言  
えるのであります。この点については  
前回の答弁とはだいぶ内容が違つて  
きていふと思つたので、これは問題点  
であると思つた。

それから内田委員が言われた石炭合  
理化の問題と油の規制の問題とは違  
つたこととありますが、われわれも  
基本的には、石炭の合理化と安定を期  
するのために油の消費規正を行う、ある  
いは価格操作を行う、一方向的に権力的  
な力で経済問題を左右するといふよう  
な事柄に対しては一考を要するものと  
考へます。しかしながら石橋通  
産大臣が先般説明した通りに、石炭  
合理化の問題は合理化措置を講じたか  
らといつて直ちに効果が上つてくるも  
のではないのだ、これを四年なり、五年  
年からの順次効果が上つてくるのだ。  
従つて石炭合理化の投資をして、その  
効果の上つてくる期間は、これは非常  
措置として、油の規制もあるいは時限  
的な立法としてあるのですから、そ  
ういふ石炭の合理化と安定をはかる一  
つの経過的な措置として油の規制を行  
うといふことは、これは政策として当然  
考へられていふことであると思つた  
のであります。従つて内田委員の提案説明  
のように、油は油、石炭は石炭、両建  
にして、石炭のために油を犠牲にする  
ようなことはいけませんといふのは、一  
つの意見でありましようけれども、そ  
れならば同じ条件で油と石炭と競争さ

せておいて、そうして石炭の合理化を  
はかる、そういう経済効果が一体最も  
能率的であるかどうかといふことは三  
歳の童子でもわかると思ふ。そういう  
合理化の効果の上の期間油に対して規  
制を与えようといふ法の案に対しては  
は、われわれは暫定的な措置として當  
然な事ばねばならぬ総合燃料対策とし  
ての総合的な措置であるといふふうに考  
へるのであります。従つて大臣に伺い  
ますが、今提案者が説明したような趣  
旨で石炭合理化のために総合燃料の立  
場で油を規制することはいいかといふ  
といふ立場で修正が行われているので  
すが、これでもなおかつ三者共同の修  
正にけつこうでございませうと思つて  
成なるのかどうか。この修正の結  
果、石炭合理化の経済効果というもの  
が先ほど来答弁した通り何ら支障なく  
進むかどうか。しかも今度はこの時限  
立法は十一年であつたものが五十年に  
減らされているが、石炭合理化がよ  
やく合理化の実を上げていこうとする  
とき、この油が打ち切られてしま  
うのであります。こういう形で石炭の  
合理化の前進に支障がないかどうかを  
一つ明確に伺いたい。

○石橋通産大臣 私、修正者の御意  
思は油の規制をしていけませんといふの  
ではない、さつき政府委員から申し上げ  
たように、第四条の修正のごときは、  
実は私どもも大体御趣旨のように無理  
なことはしませんといふことは繰り返  
して申し上げておる。今後新規にどれ  
ほどふえてくるかわからない重油ポイ  
ラーに対して相当の規制ができれば  
けつこうなんです。既存のものに對し  
て無理な転換をさせようといふのは初めから  
思つておりません。その意味のことは

常に申しているわけですから、多少は  
こころを基準がございまして——ことに  
第一号のごときは重油ポイラー以外の  
ものを持つていない場合はば特にい  
い、それがございません。多少の食  
うこととありますから、多少の食  
い違いがあるかもしれないけれども、私は  
あまり違はないと思ふ。従つてこの  
修正案によりまして石炭合理化と関  
連して総合燃料対策は遂行し得るもの  
と考へております。

○永井委員 われわれが石炭合理化の  
法案を審議した場合、実は政府には総  
合燃料対策というようなたまはなかつ  
たと思ふ。ところが委員会においてや  
かましく言われたのでこれは用意しな  
ければならぬと思つて、あつて作つ  
たものだ。だから石炭合理化といふ  
のは石炭合理化だけを政府は考へて  
て、そうして油や何かの關係はそう考  
へていない。従つてこのような原案を  
一応は出したけれども、実行に當つて  
は油業者の圧力によつてどうでもこれ  
は行政措置で伸び縮みをしよう、こ  
ういふ腹算があつた。従つてこの關係  
についてはどんな修正があつても痛く  
もかゆくもない、もともとまじめにや  
ろうとして石炭合理化といふ総合燃料  
の中の一環として組み立てられたもの  
でなくして、盲腸のようによけいなも  
のがちよつとくっついていていただけ  
ら、今のように修正の趣旨がどうい  
う趣旨であるかと、あるいは修正部分  
がどういふ内容であるかと、實際  
のこれからのやり方に影響はない、も  
ともと実行する意思も何もなかったの  
じゃないか、こころからいふにわれわれ  
は思ふのであります。その点政府の合  
理化対策、総合燃料対策といふものは

机上プランであつて、具体的な科学的  
な基礎を持つたものでないといふこと  
を確認して、こころのうちに腕押し  
のようにな、どんなに修正されてもこれ  
でやりますといふような、尻っぽを切  
られたら別々で動きますといふよう  
な、こころからいふ政府に對しては  
何を質問してもだめだと思ひますか  
ら、これ以上は質問しません、ただ  
先日大臣は山本委員及び長谷川委員か  
ら自由主義経済の原則に立たなければ  
ならない、このようなたまを出すと  
憲法違反である、こころからいふ議  
論がしましたとき、御説はごもつともである  
といふような前提で御答弁がなされた  
ように私は記憶して居るのでありま  
す。そういう趣旨をもつてこれら法の  
案に今後対処されますならば、われわ  
れはいろいろの問題があると思ふ。石炭  
の合理化には国民の税金を相当多額つ  
ぎ込む。つぎ込む場合は自由主義経済  
も何も議論は出てこなかつた。そうし  
て今度消費規正の方、価格をどうし  
うといふ面に対しては自由主義経済が  
出てくる。それから軍隊を作るとい  
うようなときには憲法違反といふよう  
な問題は出てこないで、油の価格とか消  
費規正といふような問題が出てくると  
大げさに憲法違反だといふような問題  
が出てくる。すいぶん勝手な議論もあ  
ればあるものだと思ふ。金を取る方は  
どんだん自由につき込ませる、これは  
自由主義経済に何ら違反するものでな  
い、何か国民経済的な立場で独占資本  
の独占利潤の横暴を押さえるというよ  
うな面が出てくると、これは自由主義  
経済だ。こころからいふにわれわれ  
を通じて保守党の基本的な性格だと思  
うのですが、大臣はこの法案を運営する

に當つて、先般御答弁になつたような基本的な考え方を土台として、これからこういう法律を具体的に経済の面の運用に活用していかれ、これを動かしていかれるお考えであるのかどうか。経済に対する一つの基本的な態度を伺つておきたい。

○石橋國務大臣 先般の長谷川、山本両君の御発言の中に、なるほど憲法云々の言葉がありました。私は特に憲法問題をあのとき私の方から申し上げたつもりはない。ただ産業革命のときには新しいものが出てきて、今までの設備ややり方というものと矛盾が起る。そのときにも単純な自由主義で参りますれば、もう古いものはどんなに困つても差しつかえない、新しいものにやられるがよい、こういう議論も成り立ちます。これも一つの行き方でありましょうから、その点においては、一応ごもつともな議論であります。しかしながら現実の問題としてはやはり日本全体の産業の立場を考へてやらなくちゃならぬのであります。石炭の合理化に相当の力を注ぐと同時に、燃料全体の問題を考へて、重油に對してもある程度の規制をする必要があるという事を申し上げたつもりであります。そういう考へで今後ともやるつもりであります。

の価格関係についてはある程度行政的措置なりあるいは関税、消費税その他国民経済的な立場でもう少しこの問題についてはメスを入れていく必要があるとわれわれは考へるのであります。この点については大臣はどういうふうにお考へておられるか。

○石橋國務大臣 お話のように現在の製油業者が相当多額の利益を得ているという事実はございませぬ。従つて今までも行政措置によつてできるだけそれらの価格を押えて、末端の消費者に安く手に入るように措置をして参つた。今後とも同じようにやります。しかしながら根本的には今お話のように結局売り手市場、買い手市場ということで決定するのであります。私どもとしてはできるだけ今後油を輸入するに系統的の油を入れて、いろいろの系格を下げる。これは外貨の関係から申しますれば現在油をもつと入れても差しつかえないのであります。外貨の方はそう現状においては心配をいたしておりませぬけれども、今の石炭の関係その他のことから実は油もあまり入れておられませんけれども、そういうことからかく価格が上りがちになるということとはこれは現状においてはまことに経済的にはやむを得ない次第でございます。できるだけこれを押えておると同時に、たとえ制限している油であつても、できるだけいろいろの油を入れて、それによつて押えるという方法をとりたいたいと思つておられます。

てきたということも事実であります。これらの働きかけの過程を通しまして、石油業者から国内資源を開発する特殊会社に対して出資をする、そのかわり今後関税についてはこれ以上かけないようにしてくれ、というようなことで大臣が何か約束したかどうか。あるいは消費規正その他あるいは消費税、こういった問題に關して石油業者と、今後の石油業者の利益を守るという立場において取引をしたというわけがもつぱらであります。そういう事実があるかどうか。あるいはこの修正なんかもほんとうに総合燃料という立場でこれを超党派的に考へたならば、自由経済であるとか憲法違反であるとかいふような、とつともないような議論に發展をしないで、問題は経済行為の分野において、その領域においてその違つた考へでないものがあつてまゝまゝで、最後の段階においてこういう修正を行われるということについては、われわれは心外にたえないのであります。大臣は、特殊会社に対する製油業者の出資を求めその代償として、今後石油業者の利益を守る立場における関税、消費税あるいは価格、消費規正、こういう問題について何らかのやみ取引があつたかどうか、これを、うわさでありますから伺つておきます。

○石橋國務大臣 国会に對して油屋がどんな運動をしたか、私は存じませぬ。私のところへは、これは来て、役に立たぬと思つたかどうか、一つも運動がございませぬ。従つて今お話しのような一これはどういふわけです。うわさがありますか、参議院の委員

は明らかだと思つております。そこで今政府の言われるように、今後五カ年の間に七十万キロ程度の規制をするとするならば、当然そうした新しい法律が必要であるということになるのであります。さて今度はそれと第六条との関連性であります。政府の原案によりますと、それがために必要な数量並びに価格等については、必要と認められる範囲においての指示をする、言いかえますと、数量がだんだん少くなつてくると、需要供給の原則で、勢い重油の価格も相対的に上るおそれがある、それでは国の経済秩序を保つ上において相当の支障があるから、価格の点についてもこれ以上値段を上げてはいけない、こういう方面にはこの程度の値段で売れたいところの規制をすることがはつきりとして書いてあつたのであります。ところが今回の民、自党の修正案になりますと、価格並びに数量についての何らの具体的な規定がされていないのであります。そこで私たちが重大な関心を持つておりますのは、この新しい修正案によりますと、価格並びに数量について必要な限度においてさえも規制することができぬのか、そういうことをねらつておられるのか、そういうことではあります。これを提案者の一人である内田君にお尋ねしたいのであります。

○川上政府委員 これは石炭局長からも再々話があつたと思うのですが、私もどもどもしては、五カ年の間に現在の消費量よりも大体七十万程度削減したいというような考へでやつております。……

○中崎委員 それでいいんです。大体の傾向を聞けばいいのですから……。さて、そうなりますと、行政指導によつては現在の程度の重油の消費規正でもう手一ぱいである、そこでこれ以上の重油の規制をするためには、何らかの法的措置が必要であるという考へ方の上に立つて本法案が提案されたの

は明らかだと思つております。そこで今政府の言われるように、今後五カ年の間に七十万キロ程度の規制をするとするならば、当然そうした新しい法律が必要であるということになるのであります。さて今度はそれと第六条との関連性であります。政府の原案によりますと、それがために必要な数量並びに価格等については、必要と認められる範囲においての指示をする、言いかえますと、数量がだんだん少くなつてくると、需要供給の原則で、勢い重油の価格も相対的に上るおそれがある、それでは国の経済秩序を保つ上において相当の支障があるから、価格の点についてもこれ以上値段を上げてはいけない、こういう方面にはこの程度の値段で売れたいところの規制をすることがはつきりとして書いてあつたのであります。ところが今回の民、自党の修正案になりますと、価格並びに数量についての何らの具体的な規定がされていないのであります。そこで私たちが重大な関心を持つておりますのは、この新しい修正案によりますと、価格並びに数量について必要な限度においてさえも規制することができぬのか、そういうことをねらつておられるのか、そういうことではあります。これを提案者の一人である内田君にお尋ねしたいのであります。

○内田委員 この政府原案の趣旨というものも、重油の需要をはなはだしく圧迫をして、ぜひ重油でなければ用が達せられないというふうなもので、押え込んでしまふという趣旨でないことは、今日通商産業大臣及び政府委員からもあらためて話があつた通りであり

ますが、ただ政府原案の書き方というものは、たとえば第四条をとつてみますと、全くの自由裁量になつておる。通商産業大臣が必要があると認めるときはと書いてあつて、実際に今の通商産業大臣あるいは今の通産省の局長が考へておられる通りに将来も行われるとすれば、あるいは不安がないかもしれませんが、大臣がかわり、局長がかわつて、この四条を法文通りに動かす場合には、自由裁量になつてしまつても無理に押えるという規定になつてしまふ。そこでわれわれは四条の自由裁量を——むずかしい言葉を使つて恐縮であります、法規裁量の形に直して、政府の考へている通りに、政府の言われたことをそのまま法文に表わしたということでありまして、必要な部門に対する重油の供給を継続することは、これはやつてもらわなければならぬけれども、これは切つてもよろしいという重油につきましては、ここに書いてありますところの法規裁量の基準を作つて、その範囲で押えていくということでありまして、御心配のようなことはございません。

それから六条の問題であります、これは正直に申しまして、政府なりあるいは政府委員が当初に考へておられたことと、われわれ議員、ことに修正案の提出者であるわれわれが考へておることと、あるいは根本的に違ふのかも知れません。言うところは、政府原案のような六条の書き方であつても、決して無理はない。たとえば水産業者等に対する重油はぜひ必要であるし、また今回関税の復活においても、A重油には関税がかからないことになつておるから、従つてA重油をB、C重油のような関税のかかるものと同一ような値段で販売業者が水産業者に販売をするということにならない程度にとどめる、こういう御説明でありますけれども、これも第六條に書いてあることをそのまま読みますと、大臣がかわり、局長がかわりますと、たびたび申しますように、これは総動員法規であり、また物資供給調整、価格統制法規である——御承知のように、昨年国際的供給不足物資等の臨時措置に關する法律でさえも廃止したような事態のもとにおきまして、かような第六條のような思い切つた統制を、自由裁量また官庁の権限だけでやるということとは、いかにも私ども国会議員の考へ方と合わないということで、現実に

おきましては政府のなさんとするのと同一ことを所期しながら、思想的には、私どもは自分の思想を生かしまして、この第六條をかように修正いたしましたわけでありまして、従つて、ただいま御質問にありますが、重油をむやみにどんどん押える、必要な方面まで無理に押える——政府は五六年間でおおむね七十万キロリットル押えると言つておるが、これはやろうと思えば百万キロでも百万五十万キロでも押えられる。さような場合には、御想像のように重油の供給が減るのでありますから、必要欠くべからざる部門におきましては、重油の争奪競争が起つて、値段が上るといふこともありましようが、われわれは初めからさようなことを考へておりませんので、四條の修正に示すように、必要欠くべからざる方面には適量の重油を供給するということとを前提として出発しておりますか

ら、ただいまお尋ねのような心配は修正六條のもとにおきましても起らない。これによつて、重油の供給というものには、総合燃料政策の一環として、石炭の合理化あるいは需要の増大を考へながら、重油を使ひむべきところには使ひむき、重油がむやみに不足して値段が上る、そうして総動員権限を發動しなければならぬこと、かようなことは考へてもおらぬことでありまして、心配なからうと考へております。

○中崎委員 議事進行に關係します、今のは自由党ですか、今度は民主党の側の提案者に質問したいのであります。そこでだれか一人出してもらいたいと思ひます。

ただいま自由党を代表しての内田君の説明によりますと、重油については必要な面には必要な量を流すのであるから、価格等については困難はないであらう、従つて価格などを押えるという考へはない。数量についての答弁はまだありませんが、数量についても同じような考へ方で、たとえば政府としては特にこういう面を押えたい——しかし需要者や業者の側には、たくさん使ひたいというふうなものもあると思ふのであります、それについてもまた工合が悪いというのであるかどうか。まだはつきり答弁を得ておりませんが、いずれにしても一番大きな価格の問題について、政府の方では今お話のように今後五六年間に七十万キロ、現在よりもなお圧縮して押えつけていくこと、この方向であります。従つて一応方向としては重要度の方向に向けられるべきであらうけれども、しかし需要供給の面からいへば、國の産業として重油でないが、重油を使つて仕事をやつた方が効果的な仕事があるかもしれない。そういう方面には重油が回されないので、勢いそこに値段のつり上げということがあり得る。たとえば農林水産の場合でもそうです。一般の重油の場合には関税が引き上げられたけれども、農林水産の場合には引き上げないで値段を押えていくというのが政府の方針であります、かようなことについては、農林水産の方に重油を流すと安ければ、農林水産の方に重油を流すと安ければ、販売業者からいへば高い方に売りたいというので、勢い農林水産の方の油をよその方に回すということがあります。そういう場合、数量についても必要な規制を政府の方から指令しなければならぬ場合もあり得る。そういうふうな、油というものは自由に流れるもので、それに数量が少いのかから、政府の方針では今後七十万キロ押えるというのだけれども、勢い需要供給の關係で値段が複雑になつてくるというおそれがあるのです。そういう場合においても、内田君から言へば値段についてはこれでは考へないと言ふが、経済の原則はそう単純なものじゃないのです。当然値段のゆるみはあり得ると考へられる。そういう場合において、民主党の側においてもやはり自由党が考へておると同じような考へ方の上になつてこの修正案を出されたのかどうか。

さらにこの第六條の修正案の内容について、価格の場合については政府としては措置を講ずるような指令を全然出すことができないのかどうか。また数量についてもそうです。たとえば農林水産業の重油については必要な数量を確保すると言つておる。ところが實際においては、値段を安く供給しようとしておるが、全体の数量が足りないために、こうした法的根拠によつて、一定の方針に従つて政令なり何なりによつてこれを実行していかなければ實際うまくいかない。そういう数量に關する重要な部分については、なおかつこの第六條の修正案では全然規制できないのかどうかということをお尋ねしておきたい。

○山手委員 私どもの考へておりますことは、内田さんのおっしゃつたことと全然同様でございますが、ただ、今お話のありましたように、水産業界で起きますような事態について、第六條によつて十二分に対処させたいというのが私どもの意図でございます、水産業者の必要とする重油について、今中崎さんからお話のありましたように、べらぼうな値段で売りつけるというふうな事態が起きましたときには、当然価格についても適当なゆるむる必要な措置もとられるべきであらうと思ふし、あるいは水産用の重油について不足が起るような場合、あるいは何かの事情で不当に品物を売り渡さないというふうな事態が起きました場合には、当然必要な措置がとられるものと思へております。

○中崎委員 そこで通産大臣にお聞きしたいのであります、今お聞きの通り、同じ修正案の形をとつて出てきておられますけれども自由党の提案者の説明するところと民主党の提案者の説明するところとは明らかに大きな食い違いを生じてきておるのであります。いわゆる同床異夢といひますか、そう

した大きな内容の相違というものは、この法律の実効力いかんを決定すべき重大な要素であると思ふのであります。

そこでかりにこうした論議をほらみつつこの法律案が通過したときに、通産大臣は一体どういふ腹がまえをもつてこれを実行されていくのか。たとえば数量価格等については、緊急やむを得ない場合においては必要な指示をやるというような考え方を持たれるのか。同時に、これは政令として出されるようになると思ふますが、その点について意のあるところをお聞きしておきたいと思ふます。

○内田委員 通産大臣がお答えになる前に、今の御質問によりますと、自由党の私のお答えと民主党の山手君のお答えとが違ふというようなお話でありましたから一言つけ加えておきます。先ほど永井委員からの御質問の際にもお答えいたしましたけれども、私どもは六条の裏として、政府が現在までやってきておるような行政指導はこれを認める。これはあくまでも法律に基くものではないに行政指導は認めるというのを申しておるのであります。が、価格の問題につきましては、今までどういふことをやってきておるかとお申しますと、今後水産用重油等については、価格についても行政指導があるものと私は考えますが、これは必ずしも政府原案の六条がなければやれないということではないので、御承知のように水産業者等に供給する重油につきましては、重油の小売販売業者の中小企業等協同組合がございまして、この協同組合は法律で独占禁止法の適用を排除されておる。従つて協同組合の共同

行為として価格の協定が行われるのであります。さような方法を通じて政府の行政指導のもとに、協同組合員である油の小売業者から水産業者に対する油の価格が安く一定の水準に保たれる、こういう方法でいき得ることを私は承認して前提としておりますから、決して山手君のお答えと私の答えとは矛盾をいたしておりません。

○中崎委員 これは法に明らぬ内田君の考え方とも思えないのであります。別の法律を借りてきて、その法律の効力として重大な権利義務の制限ができておるというなら、この法律は必要でないのであります。ただ行政指導だけを認めるというなら、行政指導を従前通りやらしておけばいいのであつて、それじゃこの法案は一切反対すると思つて立つてこそ初めて筋が立つと思つておられます。それはしばらく別としておきます。これでは納得できませんので、一応大臣の所信をお聞きしておきたいと思ふます。

○石橋國務大臣 今のお尋ねは主として第六條の問題と思ひますが、この原案におきましては「緊要な用途に対する重油の供給を確保するため特に必要がある」と認めるときは「云々と長たらしく書いてありますが、それが修正案では「緊要な用途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を採らなければならぬ」とこれは通産大臣が必要措置をとらなければならぬと命ぜられておるのでありますから、私はこの中で緊要な用途に重油の供給を確保するためにいかなる措置でも必要措置はとり得るものと考えておる次第であります。むろん審議会の意見は徴

しませけれども、必要な措置はとり得るものと考えております。

○中崎委員 ただいまの大臣の言明によりまして、その解釈としての重要な問題が一応わかつたのであります。そこで今度はもう一度内田君に聞きたいのであります。従来も行政指導で価格に関する指令、指示、勧告等もやつておつた。こういうことは私は少くとも法治国家におけるところの姿として一体あり得るものかどうか。たとえば、値段はこれだけで完れ、数量は幾ら、ここはこれだけ出してはいかぬというふうな、こうした問題まで行政指導で今までもやつてきておる。今後においてもこうした法律を作るにもかかわらず、依然としてそういうことを認めるというふうな、常習的なことか、常の姿としてこれを認めるというふうなあり方は、私はどうしても納得がいかないものであります。内田君に対して、もう一度この重油の問題についても、一つ意見を聞いておきたいのであります。

○内田委員 そのようなお尋ねの趣旨がありますために、私どもは政府原案の第六條を修正を試みたのであります。政府原案の第六條によりまして、通産大臣は、重油の生産業者、輸入業者、販売業者に対して販売価格に必要の指示をなす、直接指示と書いてありますが、おそらく実体は命令でありませう。あたかも公定価格と同じようなことを個々の業者あるいは各重油に関する段階の業態のものに命令をせしめるような規定が書いてあるが、これはわれわれと思想が違ふ。従来やつて参つたことは、先ほど申しましたように、われわれが承知

いたしましたところによりますと、かような第六條がもし通つたならば、通産大臣が行うであろうような価格に関する指示ではなしに、現在できておりますところの中小企業等協同組合の価格に関する協定行為を、通産大臣が内諾をしたといひますか、了承をしておるといふ形において行政指導をしておる。この程度のこと、これは先般の関税法——あなた方が特に大賛成をなさつて通過させたところの関税法におきまして、同じ重油でありながら、A重油は関税を六・五%の関税をかけ、B、C重油は関税を六・五%の関税をかけ、A重油は漁業者にいく重油であるがゆゑに、値段を安くするために関税をかける。こういう趣旨のもとに、同じ重油に関税をかけるものとかけないものを作られた。さようなことを前提といひますならば、水産業者に対してA重油が関税のかからない値段でいくように、油を輸入する協同組合の価格協定等に政府が適当なる行政指導をするということは、これは認められなければならぬ。かような趣旨で私は考えておるわけでありませう。

○中崎委員 この問題は重要な問題です。から、もう一度聞きたいのです。第一に、この問題の価格等については、中小企業等協同組合に関するところの通産大臣の指定権を行使していきたいというのであります。たとえば油関係の業者が全部中小企業等の協同組合を構成しておるものとも考えられないのであります。そこをまた、中小企業等協同組合にかりに入らないものが油を扱つたら一体どうなるか、その価格については一体どういふふうな規定に

よつてこの規制を受けるのか、こころの問題も明らかでないものであります。内田君の言うのは、その場のがれの言ひがれだといふふうには私は考えないのであります。そこで私は、まずこゝう重要な法案が民自両党の共同修正の形において出されたのでありますから、この重要問題の調整をもう一度民自両党においてされて、そうしていわゆる方針を統一されてこの国会に臨んでいただくということが、私の第一の要求であります。そうして第二には、通産大臣といつたとしても、またいわゆる民自両党の側におつておるとこゝろの内閣であり大臣であるのだから、そうした側におつて、まず政府の間の意見と民自両党との間の意見を調整することを努力を払つていただいて、そうして統一したところの意見をもつてやつていただかないと、初めからこつちはこつちといふふうな同床異夢の法案を出されたのでは、国民が非常に迷惑します。この点をすみやかに、後ほどこの委員会においてもう一度まみえたいといふふうな考えておるのであります。

次にもう一度お聞きしておきたいのであります。審議会ができることにならぬのであります。その委員は、重油に関する学識経験者のうちから通産大臣が任命するといふのであります。たとえば石炭の関係者なども、いわゆる燃料の総合的な対策を確立する上において、こうした重油と石油との間の適正な運用をしようと思つて、その意見を聞く必要があると思つておる。その学識経験者といふふうなもの、その範囲を広げて、重油に関する





盾した条文が二つ並んでいるというところには技術の問題としてもはつきりしない面があると思う。その点をどうしようかと考えておられるのか、あるいはわれわれの質問が終わったらもう一回話し合われるのか、これをお聞かせ願いたい。

○内田委員 先ほども申し上げましたように、それが本条を修正いたしました法規裁量にいたしたゆえんでございまして、法規裁量でございまして、法規で基準も作れば、またその裁量に幅もあるということでございます。端的に申し上げますと、たとえば丸ノ内のビルディングとかホテルなどで重油をたくボイラーしかないというものはどうするかというところが第一号に当るのではありませんか、これはボイラーが技術的に改造できるかどうかということばかりでなく、資金的に容易であるか、それからホテル等の場合には部屋をよごすとか、外客誘致とか、その他の要素もあります。石炭がらの処理、石炭の置き場とかの問題もありまして、たとえば川奈ホテルにつきましても、一号は積極的に解釈され、帝國ホテルについては消極的に解釈されるということ、これは事態に応じていろいろな要素を取り入れてこの問題に関連した基準を審議会で作っていただく、これが法規裁量でありますから、十分うまくいくと思えます。原案のように大臣が朝ごきげんが悪かったら、みなボイラーの改造をやめてしまふ、また朝ごきげんがよかったら、下僚に命じてボイラーを全部改造すべしというような乱暴な規定は許せないのであります。それよりは教段まきつた修正案だと思えます。

○多賀谷委員 これは政治的に発言しているのではないのです。実際的に条文が矛盾しているのではないかと、思うのであります。なぜかというところ、一号によって重油以外の燃料を使用することのできるボイラーを設置している場合、これは改造して使うのではなくて、別個のものを使うのですから、改造ということが起ってこない。ですから、改造というこの字の問題につきましても、私はどうも法律の条文が矛盾したものを二つ含んでいるのではないかと考えますが、鉱山局長はどうですか。

○川上政府委員 別に私はそう矛盾しているものではないというふうに考へるのですが、ただこの規定は先ほど内田先生からお話がありましたように、あまりむちゃくちゃにやるな、重油のボイラーを持っていて、これを改造する場合に、相当多額な金がかかって非常に無理であれば、そういうことはやるな、またどうしても石炭がらを捨てたり、そういうところがないうような場合においてはこれはやるな、そういうことであって、そうむちゃくちゃをやるなという意味に私たちは解釈しているわけでございまして、別に条文上非常に矛盾しているというふうには考えられないのでございます。

○八木昇委員 関連して、くだいようですが、大事なことですから伺います。今多賀谷委員の言われるように、これは別々に分けて読んでおられますと、これを一緒に読んでおられない。全く文章の体をなしておられないです。ちょっと読んでみますと、「必要がある」と認めるときは、その者が、

重油以外の燃料を使用することができボイラーを設置しているかどうかを勘案して重油ボイラーを設置している者に対し、その重油ボイラーを改造して重油ボイラー以外のボイラーとし云々、何を指示することができ、こういうことになるわけでしょう。こういうふうには、別項に「一、二、三」としないで、一号を本文の中に入れますと今のような文章になるわけです。ですからこれは全然文章の体をなしておられない。そこでその解釈をどういうふうにとるかということ、重油ボイラーについて、重油以外の燃料を使用することができようが、通産大臣が制限する必要があると認めるときにはそういう指示をすることがどうかということをお伺いしたい。それから第一の点は、いやそうではない、必要なだけども容易に改造できないというふうな場合には指示はしない、こういう意味なのか。そういう点を明らかにしておいていただきたい。

○内田委員 まず第一に第四条の文章の続きに関する形式論理の問題でありますけれども、これは八木君がお読みになったように、第四条本文の「次の各号に掲げる事項を勘案して」というところにいきなり第一号なり第二号なりを文章として当てはめて読むことは作文の習慣上無理と申しますか間違ではないかと私は思うのであります。ここでどうしても第四条の本文は「次の各号」ということを入れて、そのまま読み切ってしまうと、「次の各号」はその例示と申しますか列挙条項として掲げられているので、これはわれわれが信頼する法制局の職員の諸君

とも十分研究した結果でありまして、現今の形式論理及び法律作文の習慣から申せば一向差しかえなないという結論に達しております。次に実際の運用の問題であります。具体的に申し上げますと、石炭ボイラーを別に予備ボイラーとして持つボイラーを別に持っている。こういう場合におきましては、四条によりまして通商産業大臣がその重油ボイラーをつぶしてしまいたいというような必要をお認めになった場合には、予備ボイラーとして石炭ボイラーがあるのでありますから、おそらく審議会で基準を作りまして、予備ボイラーがあるものはよほどの無理がかからない限り重油を供給することをやめるとか、あるいはその重油ボイラーをつぶしてしまつてもいいということになる可能性が多ございまして、また予備ボイラーとして石炭ボイラーを持つておられない場合には、四条の前段で通商産業大臣がそれをつぶしたりあるいは重油を供給したくないと認めまして、予備ボイラーがないのでありますから、そのボイラーの改造が短期間にきわめて容易で、しかも改造の結果、自後のその企業の運営に支障がないという確信がない限り、これは通商産業大臣がそうしたいと思つても、さような指示は発動しないことがよからうというおそれ、審議会議等においても結論をいいますか、基準が設けられると思ひます。かりに私がその審議会の委員の一人になることがあつたとしますれば、さようなことはありませぬけれども、私は委員の一人としてそのよう

なことを主張いたして、そういたしたい、こう判断したということ、通産大臣の必要があると認め、制限をしたことよりは比較的容易に切りかえがしやうというふうな場合、そちらの方によいウエートがかかっている、こういう意味ですか。

○内田委員 そうではございません。あくまでも四条の前段は通産大臣がその重油ボイラーをそのまま使わせることは適当でないということを認めてからの問題でありまして、認めた場合に、たとえば第一号の問題につきましても二つありまして、予備ボイラーがある場合とない場合がある。予備ボイラーがある場合には、通産大臣が認めたことがその通りいくようなケースが多からうし、また予備ボイラーがない場合には通産大臣がいかに必要があると認めても、それは無理である。またさようなことは国民経済全体から見ても困難であるという審議会の判断のもとにその基準が作られるだらうと考えます。

○八木昇委員 それでは通産大臣が制限の必要ありと認めている。認めているのだが石炭などの予備ボイラーがないという場合、しかもその切りかえもそう簡単にはいかないというふうな場合には、一切通産大臣の指示ができない、こういう意味ですか。

○内田委員 これは何べんも申し上げますように、法規裁量の問題でありますから、裁量の余地を残しているのであります。私提案者といいたしましては、ただいま八木君が最後に言われたよう

なことになることを希望し、期待をいたしております。

○八木昇委員 しかしながら最終的には審議会にかけるということですね。ではこれで……

○田中委員長 片島港君。

○片島委員 簡単に聞きたいと思っておりますが、先ほどの御答弁ではつきりしないところがあるのです。既設の重油ボイラーを制限しないというふうな御答弁であったと思いますが、第四条の第一号を加えることにおいて、すなわち「その者が、重油以外の燃料を使用することが出来るボイラーを設置しているかどうか。」これは設置していないということになれば、一つの基準になりますから、ほかにこれを転換することとできない。石炭のボイラーを持たぬという場合には規制ができないことになるわけですね。ところが政府原案の第五条にはこれが転換をするということとを前提として、「政府は、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造するために必要な資金の確保に努めるものとする。」ということがあるわけですね。実は第四条第一号がなかったものですから、第五条を設けて転換させようと思っておったところが、第四条でこういう規制をまた規制するということになって、規制を規制するということとは規制しないということになってくるわけなのですが、第五条というものが要らぬようになってしまった。新設以外のもの、今までの既設のものはそのまましておくのだ、こういうようなことになければ、第四条の第一号が立たぬ。これを立てようとするれば第五条は無用な文章になってしまうという

ことになるのですが、通産大臣はこの点はどうお考えですか。

○内田委員 提案者の一人である私からお答えした方が適當だと思っておりますが、今の片島君の御質問の通りではございません。いろいろ考えました結果第五条はやはり存置する必要がありますのでございまして、と申しますのは第四条はこれによってすべ

て現在重油ボイラーをたいているものについては、既設の重油ボイラーについてはその改造なりあるいは改装を全部させることをやめてしまったりするのではないのでありまして、ここに掲げてある事項を参考として、わかりやすい言葉で言えば、改造しても差しつかえないものについては、やはり改造指示を出すのであります。改造指示が出ました場合には、やはり政府で資金のめんどうはできるだけ見てやる、こういうことが必要になるわけでありまして、一号につきましても追いつめていきますと、予備ボイラーを持っていないもの、重油ボイラーしか持っていないもの、重油ボイラーしか持っていないという場合でも通産大臣がその改造を必要と認める場合であって、しかも国民経済的にもこれは改造させて差しつかえない、こういう場合には別に定められる基準で改造を命ぜられることがあるのでありまして、さような場合にはは五条によって政府が資金的なめんどうはできるだけ見て参る。こういうことから五条を残してあります。四の修正と五条は矛盾いたしません。

○片島委員 いや、それは矛盾いたしません。先ほどの政府委員の答弁にも、重油を燃料として使用しておいて、これをほかに転換する場合に相当金がかかる、こういうことになれば、このあ

りますが、これは相当金がかかるのか何とかいうことは書かないで、ほかの方を使用することが出来るボイラーを持つておるか持つておらぬかという基準なんです。持つておらぬ場合は——持つておるかどうかと、こういうふうな二つ書いてあるのですから、持つておる場合には転換をさせる、持つていない場合には転換をさせない、こういう二つしか基準はないわけですね。それで通産大臣も無理なことはしないと言っておるが、ほかに転換をすればただ政府が金をくれるというならばやりましよう、やるかもしれせん。しかし、やはり資金を確保する——ということには、これは融資のあつせんをするということとございませうが、金を借りてまでわざわざほ

かの方に転換しなくても、今持つておる方が楽だというならば、いやがることとはまきり切っておりますし、そういうものを国の経済上むやみにどうじゃこうじゃと因縁をつけて改造させることは、第四条のこの一項の建前からいってできぬと思ふ。そういう不公平なえこひいきはできぬと思ふが、どうですか。

○内田委員 片島君のただいまの御質問は、私の考え方と全く同じで、私は非常にありがたいと思ふのですが、私は初めそういうふうな考えまして、およそ予備ボイラーを持つていない者は、転換が容易であろうとなかろうと、また政府が金を貸してくれようとかれまいと、既存のものは押えぬ方がいいという考えで修正案を作ったのであります。しかし衆議の結果私どもは石炭合理化計画等の趣旨にもかんが

みまして、最終的にはここまで譲つたものでございます。結果は、これは字句の説明をいたすようで大へん恐縮でございまして、四条の一、二、三に書かれてあるのは、このものが自体が基準ではないのでありまして、これはこの四条の本文にありますように一つの事項でありまして、こういう事項を勘案して別に基準を作るのであります。従つて、追いつめて申しますと、先ほど申しましたように、別に予備ボイラーとして石炭ボイラーを持つていない、現在重油ボイラーを持つていないという者につきましても、それは重油ボイラーしか持つていないのであるから、転換をさせないということでは

ないもので、転換をさせる場合とさせない場合が出てくる。させる場合は、これは転換をさせても国民経済の上から見て支障もないし、むしろそうすべきである、また当該企業の存立から見ても差しつかえない、多少の金がかかるけれども、その金のめんどうは国で見れば何となくいこうというふうなもの、予備ボイラーがなくても転換させる場合が出てくるのであります。

○片島委員 どうも内田さんも法律には相当詳しいので、そういう苦しい解釈をされるということは、いろいろと反対や賛成があつてむずかしいから、結局あだだこうだといって解釈をしておられるのだらうと私は思ふ。しかし、そういうふうなやつていただくならば、これはけっこうです。こういうことでは、實際運用する場合に、この法律は、設置しているかどうか——中間があれば別だけれども、いるかどうかという二つの基準を示されておらぬのだから、また何かその他の基準を

作らなければならぬ、それに合せようというところは、實際上実行は困難だと思ふ。しかし、それをあまり長くにしてもあれですから……

それでは、少くとも原則としては、現在予備のものを持たない場合には規制をしない、新設——このままにはうっておいたならば重油の消費が非常に増大するから、その増大を防ぐというのならば、私はこれによって十分防ぐことができると思ひますが、それでは重油の消費の増大を防ぐだけであつて、今ある、今使つておる消費量を規制することにはならぬのであります。しかしながら、今使つておる重油をある程度規制をして減らさなければ、総合燃料対策として、石炭合理化法案などから見ても——今あるものを減らすためにはどうするのであるか、この法律が出た場合に。

○内田委員 簡単に御答申申し上げますと、四条は今使つておる重油を減らす条項であります。減らすか減らさぬかは、ここにありますように、であるかどうかですから、簡単に申しますと減らすものが半分、減らさないものが半分であります。

○片島委員 そういうことを言うと、原則的には予備を持つておる者が半分、予備を持つていない者が半分ということになりますよ。そうじゃありません。予備を持たない者が多いので、予備を持つておる者が非常に少ない。そうすれば、半分々々じゃなくて、八割二割か、九割一割くらいにしかならぬのです。いやそれでもいいからと言ふならだけれども、半分々々ということなら、そういうことじゃ、あなたの答弁は答弁にはなりませんよ。

○内田委員 ではもう一度御説明いたします。私の説明と片島君の御理解と食い違ふところがあるのであります。予備を持っておられない者は全部生かすというのではないのであります。予備を持っていない者でも、審議会で考慮する——ここに書いてあるのは事項でありまして、基準ではない、基準となるべき事項でありますから、予備を持っておるかおらないかという事項について審議会で基準を作るのであります。従つてこれは五割々々であるかどうかわかりませんが、一号、二号、三号の形を通じまして、弥縫法規が本文にあります、従つて四条の関係では、従来使つておつたものでも、これは新たに押え込むものがある程度出てくるということでございます。

○片島委員 私は了解いたしました。了解はいたしません、委員長の方でも議事を非常に促進しておられますし、あとに質問者もあるようでありますから……(遠慮せぬで、堂々と質問しなさい。)と呼ぶ者あり) 遠慮せぬでと言つたつて、今のあれでは答弁になりませんよ。

それではお聞きしますが、今重油ボイラーを持っておる者で——これはあなたたちが作られた修正案ですから、予備を持っておる者と予備を持っておらぬ者の数、その比率を調査になつたことがありますかどうですか。

○内田委員 詳しい数字は調査をいたしておりませんが、重油の規制というものは昭和二十七年から今日に至る過程において問題が起りましたために、予備を持っておる者も持つておらない者も両面あることを私どもは承知いたしております。従つてその現状

に即してやるということで、そこまできまかいは調査しておりませんが、けれども、これは事態に即して執行部にやつてもらふ、こう考へております。

○片島委員 それじゃあなた、せつかく法律を作らうという場合には、この法律を作ることによつて幾らの重油が規制できるか——これは規制する法律でしよう。規制する法律ならば、これを作つた場合にどの程度になるか、これは通産当局はどうですか。あなたたちもあなたの方の考へによつてこれは相当規制をしよう、しかし今度はこういう基準ができませんから——しかしいづれにしてもその場合に、今重油ボイラーを持っておる者のうち、ほかに予備を持っておるからそのまま転換できるというのが何パーセントあるか、それから予備を持ってないが、しかしながら切つて捨つてやうと考へたのが、残つたうちの何割になるか、こういう点をあなたたち調査しておると思う。重油の規制をする上において、数字もはじかないで、文字だけここに並べて規制をしようたつてできやしませんよ。通産省はどうですか、そういうことを調べたことがありますか。

○川上政府委員 正確な数字はまだ出ておりませんが、従来調べましたところでは、大口工場につきましては、大体予備のボイラーを持っておるようでございます。それから小口の中小企業につきましては、ほとんど予備のものを持っていないというのが現状でございます。

○田中委員長 これにて政府原案及び修正案に対する質疑は終了いたしました。

なお、本修正案は、国会法第五十七条の三に該当するものでありますので、内閣に意見があれば、この際その意見を徴します。

○石橋國務大臣 たいま質疑応答の中において、大体私どもとしてお答えした通り、修正によりましておわれわれの目的を達し得るものと思ひます。ただ本修正の結果必要とする経費、つまり規制審議会の設置に伴う経費がございまして、本年度予算六十五万円くらい、平年度約百三十万円くらい要するだろうという見込みでございます。予備費の支出か何かをいたさなければなりませんから……。

○田中委員長 速記中止。  
〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。  
引き続き政府原案及び修正案を一括して討論に付します。  
討論の通告がありませんから直ちに採決をいたします。  
まず南好雄君外二十六名提出、民自共同提案にかかる修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○田中委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。  
次に、たいま決定しました修正部分を除く政府原案につき採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕  
○田中委員長 起立総員。よつて本案は、南好雄君外二十六名提出、民自共同提案にかかる修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

なお修正議決の結果、字句等に整理を要する点がありますれば、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。  
お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と認む者あり  
○田中委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。  
本日はこの程度にとどめ、次会は明日二十八日午後一時より会議を開くこととなし、これにて散会いたします。  
午後零時五十九分散会

〔参照〕  
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
(都合により別冊附録に掲載)

第四十六号中正誤	頁	段	行	誤	正
二五三	第九項	附則第九項			